

## 岐阜県イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、イベント・コンベンションの開催を通じて地域の活性化を図るため、基準を満たすイベント・コンベンションを主催する実行委員会、各種団体等（以下「主催者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、

岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という）及び岐阜県イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金採択基準（以下「採択基準」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業費等)

第2条 補助金の補助対象となる事業、経費の内容及び補助限度額並びに補助対象となる主催者は採択基準に示された要件を満たすものとする。

### (欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等

五 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用して個人又は法人等

六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

八 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、別記第1号様式及び別記第2号様式のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定めるところによる。

2 前項の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分

の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を申請の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者あて通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 補助金の交付を決定する場合に付する条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項及び別表に示す事項のほか、知事が必要と認める事項とする。

2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、20パーセントを超える経費の配分の変更以外の変更とする。

3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 補助対象事業の事業費総額の変更（20パーセント以上の減額又は補助金の交付決定額が変更後の補助対象事業費に2分の1を乗じて得た額を超えることとなるものに限る。）

二 事業量又は規模の変更（20パーセント以上の減少に限る）

4 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第3号様式とする。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から15日以内とする。

（実績報告）

第8条 実績報告の様式は、別記第4号様式とする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付）

第9条 知事は、規則第16条の規定にかかわらず、事業の遂行上必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

（補助金交付請求書）

第10条 請求書の様式は、別記第5号様式とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税額及び地方消費税額の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記6号様式により速やかに知事あて報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第2号の知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に掲げる期間とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える期間にあたっては、当該5年間を超える期間とする。

(暴力団の排除)

第14条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事はその者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

交 付 条 件	交 付 条 件 詳 細
補助事業周知の実施	周知方法は、チラシ、パンフレット、広報紙等による掲載等とする。 （表示例）この事業は岐阜県からの助成を受けて実施しています。
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定による補助金額の減額	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかで無い場合は、当該税額について補助金の額の確定において減額を行う。
剰余金発生に伴う補助金額の減額	補助対象事業に剰余金が生じた場合は、当該剰余金額について補助金の額の確定において減額を行う。

別記  
第1号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金交付申請書

次のとおり、イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額		円
-------	--	---

添付書類

- 1 事業計画書（別記第2号様式）
- 2 予算書の写し（原本証明をすること。）
- 3 規約等

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

補助事業名						
補助事業該当項目 (該当に○)		1 大規模イベント 2 大規模コンベンション 3 エクスカーション				
主催団体名		<small>※県が参加する任意団体、国又は地方公共団体が主催する場合は補助を受けることができません。</small>				
主催団体所在地						
開催目的						
開催年月日						
開催場所						
開催概要 (実施行事等)						
開催規模		集客目標				人
参加者情報 (該当に○)		1 国内		人 (内訳：県内 / 県外)		
		) 2 外国		人		
		1 宿泊あり		2 宿泊なし		
事業費内訳	支 出	総務費	会場費	展示演出費	行催事費	広報宣伝費
		千円	千円	千円	千円	千円
		会場運営費	補助対象事業費 A	補助対象外事業費 B	全体事業費 (A+B)	
		千円	千円	千円	千円	
他者の補助、協賛金、入場料等の収入		名称			金額	
					千円	
		(合計)			千円	
補助の額の上限						千円

※「岐阜県イベント・コンベンション誘致事業費補助金採択基準」に基づき、記載願います。

事業収支予算内訳

(単位：円)

収 入	内 訳	内 容	予 算 額	備 考
		県補助金	今回申請額	
	他者の補助、協賛 金、入場料等の収 入	※名称		
		小計		
	その他の財源			
	合 計			

支 出	内 訳	内 容	予 算 額	備 考
		総務費		
	会場費			
	展示演出費			
	行催事費			
	広報宣伝費			
	会場運営費			
	補助対象 事業費 A			
	補助対象外 事業費 B			
	全体事業費 (A + B)			

岐阜県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金交付対象事業  
変更  
中止  
廃止  
承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあったイベント・コンベンション誘致推進事業費補助金対象事業の施行については、下記により

補助事業に要する経費の配分を変更したいので  
補助事業の内容を変更したいので  
補助事業を中止したいので  
補助事業を廃止したいので  
承認されるよう申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

変 更 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 中止（廃止）の内容

注1 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容に係る承認申請にあつては、変更後の事業計画書（第2号様式）を添付すること。

2 補助事業の中止又は廃止に係る承認申請にあつては、「2 変更の内容」欄の記載は不要である。

3 補助事業の変更に係る承認申請にあつては、「3 中止（変更）の内容」欄の記載は不要である。

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金交付対象事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けたイベント・コンベンション誘致推進事業費補助金について、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、別紙のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 決算書の写し（原本証明をすること。）
- 3 規約等
- 4 印刷物等成果品、行事写真
- 5 委託した場合は、契約書の写し

別紙

事業実績書

補助事業名						
補助事業該当項目 (該当に○)		1 大規模イベント 2 大規模コンベンション 3 エクスカーション				
主催団体名		<small>※県が参加する任意団体、国又は地方公共団体が主催する場合は補助を受けることができません。</small>				
主催団体所在地						
開催目的						
開催年月日						
開催場所						
開催概要 (実施行事等)						
開催規模		集客実績				人
参加者情報 (該当に○)		1 国内		人 (内訳：県内 / 県外)		
		2 外国		人		
		1 宿泊あり		2 宿泊なし		
事業費内訳	支 出	総務費	会場費	展示演出費	行催事費	広報宣伝費
		千円	千円	千円	千円	千円
		会場運営費	補助対象事業費 A	補助対象外事業費 B	全体事業費 (A+B)	/
		千円	千円	千円	千円	
他者の補助、協賛金、入場料等の収入		名称			金額	
					千円	
		(合計)			千円	
補助の額の上限						千円

※「岐阜県イベント・コンベンション誘致事業費補助金採択基準」に基づき、記載願います。

事業収支決算内訳

(単位：円)

収    入	内 訳	内 容	予 算 額	収入済額 又は 収入見込額	備 考
	県補助金	今回確定見込額			
	他者の補助、協賛 金、入場料等の収 入	※名称			
		小計			
	その他の財源				
合 計					

支    出	内 訳	内 容	予 算 額	支出済額 又は 支出見込額	備 考
	総務費				
	会場費				
	展示演出費				
	行催事費				
	広報宣伝費				
	会場運営費				
	補助対象 事業費 A				
	補助対象外 事業費 B				
全体事業費 (A + B)					

注) 内訳の詳細については、備考欄に記載又は別紙(任意様式)を添付すること。

第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金  
概算払  
交付請求書  
精算払

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円  
(既交付額 円)

振込先

口座番号

口座名

岐阜県知事 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金 年度消費税額  
及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

イベント・コンベンション誘致推進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（岐阜県知事が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金5パーセント相当額が消費税及び地方消費税にかかる仕入控除による減額等の対象額ではない。